

## 科学技術戦略官等会議設置要綱

### (設置の目的)

第1条 科学技術及び安全保障に係る重要事項について検討及び相互の調整等を実施するため、防衛装備庁に科学技術戦略官等会議（以下「会議」という。）を置く。

### (会議の構成等)

第2条 会議は、議長及び次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 技術戦略部技術戦略課長
- (2) 技術戦略部技術戦略課技術企画室長
- (3) 技術戦略部技術戦略課オープン・イノベーション推進室長
- (4) 技術戦略部技術計画官
- (5) 技術戦略部技術振興官
- (6) 防衛イノベーション科学技術研究所方針策定ユニット長
- (7) 科学技術戦略官
- (8) 科学技術戦略官補佐
- (9) その他議長が必要と認めた者

2 議長は、技術戦略部革新技術戦略官をもって充てる。

3 議長は、会議を主宰し、会務を総理する。

4 議長に事故がある場合には、技術戦略部技術戦略課長が職務を代理する。

5 構成員に事故がある場合には、代理者を出席させることができる。

### (検討、調整等対象事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項について検討、調整等を行う。

- (1) 科学技術及び安全保障に係る重要事項に関すること。
- (2) 先端科学技術の促進に係る事項に関すること。
- (3) 先端科学技術創生のためのエコシステムの構築に係る事項に関すること。
- (4) 科学技術戦略官及び科学技術戦略官補佐の活動に関すること。
- (5) その他議長が必要と認めた事項に関すること。

### (説明員)

第4条 会議の構成員は、必要に応じて説明員を帯同することができる。

### (会議の開催)

第5条 会議は、必要な都度開催するものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、技術戦略部技術戦略課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な細部の事項は、議長が定める。